

公益財団法人 世界遺産賀茂御祖神社境内糺の森保存会

役員等の報酬等の支給基準

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この基準は、定款第29条の規定に基づき、公益財団法人 世界遺産賀茂御祖神社境内糺の森保存会（以下、「法人」という。）の役員等の報酬その他の事項を定めたものである。
- 2 その役員に対する報酬等（報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、役員等の職務の内容、民間事業者の役員等の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものである。
- 3 法人は、この基準に従って、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

(役員の種類)

- 第2条 役員とは、評議員会の決議によって、選任された理事及び監事をいう。

第2章 役員等の報酬

(役員報酬)

- 第3条 この基準において、役員等の報酬とは、法人が役員等に対し、理事又は監事としての業務執行の対価として支払うものをいう。

(理事の報酬額の範囲及び算定方法)

- 第4条 理事は、原則として無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、専務理事及び常勤の理事（専務理事を除く。）については、各年度の総額が4,000万円を超えない範囲で、かつ、各人については800万円を超えない範囲で、その報酬額を各人の勤務形態等を勘案し個々に定める。

(監事の報酬額の範囲及び算定方法)

- 第5条 監事は原則として無報酬とする。
- 2 前項にかかわらず、常勤の監事（2名以内）には各年度の総額が1,600万円を超えない範囲で、各人については800万円を超えない範囲で各人の勤務形態等を勘案し個々に定める。

(報酬額の決定方法)

第6条 理事及び監事の報酬額については定款第15条及び第29条により、評議員会の決議をもって定める。

(支給)

第7条 常勤の理事報酬は、年間報酬額の12分の1を毎月の職員給与支給日に支給する。

2 常勤の監事報酬は、年間報酬額の12分の1を毎月の職員給与支給日に支給する。

附則

1. この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

1 本基準は令和2年6月17日より一部修正施行する。